

F P 3 不動産運用設計（平成 2 1 年度版）

- ・ 194 ページ 第 7 章 第 1 節 7. 図表 7-2 表外の（注）に追加
（注 2）平成 21 年 6 月 4 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に新築された長期優良住宅の場合には、1,200 万円にかえて 1,300 万円が控除される。
これに伴い、（注） （注 1）となります。
- ・ 197 ページ 第 7 章 第 2 節 7.（4）として追加
（4）特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の軽減
保存登記
平成 21 年 6 月 4 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に特定認定長期優良住宅の新築等をし、居住の用に供した場合には、その所有権の保存登記については、その税率が 1 / 1000（本則 4 / 1000）に軽減される。
移転登記
平成 21 年 6 月 4 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に特定認定長期優良住宅の取得をし、居住の用に供した場合には、その所有権の移転登記については、その税率が 1 / 1000（本則 20 / 1000）に軽減される。
- ・ 204 ページ 第 7 章 第 4 節 4.（6）として追加
（6）新たな条例減額制度
商業地等および住宅用地について、その算出された税額が前年度税額の 1.1 倍を超える場合には、地方公共団体の条例により、その超える金額について減額できる。
- ・ 205 ページ 第 7 章 第 4 節 7.（5）として追加
（5）長期優良住宅の特例
平成 21 年 6 月 4 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に新築された長期優良住宅に係る固定資産税については新築から 5 年度または 7 年度（新築中高層耐火建築物） 120 m²までの床面積に対する税額の 2 分の 1 相当額が減額される。
- ・ 239 ページ 第 7 章 第 12 節 6.として追加
6. 土地の先行取得の場合の特例（平成 21 年税制改正）
個人が平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に国内にある土地等を取得し、その取得後 10 年以内において、別に保有していた土地等を譲渡した場合には、その先行取得した土地等について譲渡した土地等の譲渡益の 80%相当額を限度（先行取得が平成 22 年の場合には 60%相当額を限度）として圧縮記帳することができる。なお、法人についても同様の規定がある。